

平成29年第5回隠岐の島町議会臨時会会議録

招集年月日 平成29年 11月24日
招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場
開会(開議) 平成29年 11月24日(金) 13時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 12番 高宮 陽一 議員 13番 米澤 壽重 議員

1. 出席議員

1番	大江 寿	6番	西尾 幸太郎	11番	石田 茂春
2番	村上 謙武	7番	池田 賢治	12番	高宮 陽一
3番	菊地 政文	8番	安部 大助	13番	米澤 壽重
4番	石橋 雄一	9番	前田 芳樹	14番	遠藤 義光
5番	村上 三三郎	10番	平田 文夫	16番	福田 晃

1. 欠席議員

15番 池田 信博

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	定住対策課長補佐	黒川 直照
副 町 長	大庭 孝久	農林水産課長	佐々木 千明
教 育 長	村尾 秀信	上下水道課長	田中 秀喜
総 務 課 長	八幡 哲	技術管理室長	大西 洋二
会 計 管 理 者	池田 賢一	大規模事業課長	河北 尚夫
企画財政課長	渡部 誠	総務学校教育課長	池田 茂良
税 務 課 長	藤木 正英	生涯学習課長	中林 眞
町民課長補佐	柳原 潔	布施支所長	竹本 久
福祉課長	長田 栄	五箇支所長補佐	村上 克樹
保健課長	平田 芳春	都万支所長	佐々木 義直
環境課長	藤川 芳人	企画財政課長補佐	石田 寛弥
観光課長	吉田 隆	総務課長補佐	野津 千秋

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野 津 浩 一 事務局長補佐 中 村 恵 美 子

1. 議員提出議案の題目

発議第 2 号 使途不明金問題の調査に関する決議について

議事の経過

○議長（石田茂春）

ただ今から、平成 29 年第 5 回隠岐の島町議会臨時会を開会いたします。

（ 開 議 宣 告 1 3 時 3 0 分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により、12 番：高宮陽一議員、
13 番：米澤壽重議員を指名いたします。

日 程 第 2. 会期決定の件

「会期決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日 1 日と決定しました。

日 程 第 3. 議員提出議案の上程

「議員提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、1 件の決議案が議員提案されました。

隠岐の島町議会会議規則第 14 条の規定による、議員提案の要件を満たしていますので、
「使途不明金問題の調査に関する決議」を議題といたします。

ここで本案について、9 番：前田 芳樹議員については直接の利害関係のある事件であるた

め地方自治法第 117 条の規定によって、退場を求めます。

(前田 芳樹議員 退 室)

日 程 第 4. 提 案 理 由 の 説 明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました決議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

6番：西尾 幸太郎議員

○6番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

それでは、提案理由の説明を行います。

本町において、多額の使途不明金事案が発生したことは、新聞やテレビなどの報道やインターネットでの配信で町内はもとより全国的に報じられることとなりました。議会に対しては、11月8日に開催された全員協議会で不明金額や今までの経緯、職員の処分について説明を受けました。しかし、未だこれまでの該当事業の執行状況や運営管理状況の問題点について不明瞭な部分があることから、議会の責任をもって、しっかりと調査を行うことが住民に対しての説明責任であり、今回この決議を提案するものであります。

議員各位におかれましては、ご賛同いただきますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（ 石 田 茂 春 ）

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

日 程 第 5. 質 疑

「質疑」を行います。

ただ今、提案されました、発議第2号について質疑を行います。

質疑ありますか。

10番：平田 文夫 議員

○10番（ 平 田 文 夫 ）

私は、何も調査に対して反対するんじゃないんですけどね。隠岐の島町議会は内部組織として、常任委員会制度を設けているわけです。そしてその中で、しっかりと調査しておれば、こういう事態は起きなかった。

まず、常任委員会とは所管で問題となっている事項、将来にわたる事項、住民からの要請のある事項を特定して調査する。そのことによって、問題点とか当該団体の対策が明らかになり、必要により調査結果が本会議の委員長報告に成される。それによって、住民に周知し

ていく。それが、常任委員会の求められる職務であります。今回の場合は、常任委員会が全然調査してない。そういうことに対しては、所管の常任委員会の中でしっかりと議論してやっていくということが求められていると思いますが、そこら辺はどうですか。

○6番（西尾 幸太郎）

確かに今回の事案に関しては、産業建設常任委員会が所管するところであると思います。ただ今回の使途不明金の莫大な金額、そして事の重大さにおいては、やはり専門的な調査をする特別委員会を設置して、事に当たるべきだというふうに考えて、今回提案させていただいております。

○10番（平田 文夫）

単年度で4,040万円の予算が計上されている中で、全然調査してないということ自体が問われるわけですよ。だから私はその中で言う、そして今回のように隠岐の島町がこれだけの負担をするにあたっては、調査をなささいということは項目で上がってきているわけですよ。

その中には、本事業専用の活動日誌を常備し、日単位で活動内容を具体的に記載すると共に本交付金の購入したものの使用料、使途を含めて記載すること、交付金の経理は独立した金銭出納簿を設ける等の方法により他の経理と区別し行うこと、交付金の支出は集落協定に規定した内容に基づき支払いの都度、対象漁業集落、使途が記載された領収証を受領しておくこと、見積書または請求書についても同様の記載されたものを受領しておくこと、金銭の出納は全て金銭出納簿に記載すること、また金融機関に独立した専用の口座を設け原則として金銭出納の口座を通じて行うこと、領収証等の金銭の出納に関する書類は日付順に整理しておくこと、やむを得ず減価償却資産購入した場合はリースによらず購入した理由書を作成し保管すること、50万円以上の減価償却資産を購入する場合は必ず事前に市町村長に文書で協議すること等これだけの内容がある中で、常任委員会が何もしないということはそれぞれ責任問題が生じてくる。そして今回のメンバーの中に27年、28年度の常任委員長がおるじゃないですか。しっかりと常任委員会というものが調査していけば、こういう事態は起こらなかった。そこら辺の考え方はどうですか。

○6番（西尾 幸太郎）

繰り返しの話になるかもしれませんが、この事案が発覚した以上ですね、議会全体としてやはり事に当たらなければならない。そういった場合に専門的な調査機関である特別委員会を設置して、きちんとこの問題に対処するのがやはり妥当であるというように考えておりますので、その辺りをご理解いただきたいと思います。

○10番（平田文夫）

特別委員会はね、常任委員会を二つに跨る事案について特別委員会を設置されるということになってるじゃないですか。そこら辺の考え方はどうですか。

○6番（西尾幸太郎）

少なくとも28年度の決算に関しては、決算特別委員会という場で承認しております。決算特別委員会は、議員全員が参加している場での事案になりますので、こういった場合に関してもやはり議会として特別委員会で当たるべきだというように考えております。

○10番（平田文夫）

議会特別委員会がなぜ設置されているか、要するに二つ以上の常任委員会に跨るから設置されているわけです。そして議会の中で、全員協議会で聞いた時も「いやそれは話しておりません、聞いておりません。」そういう答弁だったじゃないですか。そこら辺のことはどうですか。

○6番（西尾幸太郎）

この辺りに関しては同じ説明になりますが、やはり今回の事件に関しては常任委員会の中でというよりは、専門的な調査機関を置くべきであるというところでご理解をしていただきたいと思います。

○10番（平田文夫）

いや、常任委員会はその所管は専門的に調査しなければならない。そのことを怠ってきたことが現在に至っているんじゃないですか。

○6番（西尾幸太郎）

その辺りの平田議員のご指摘は、私も当たるというように思いますが、ただ今回の件に関してはある程度短い期間ですすね、しっかりとした調査を行うというようになったら、やはり専門的な特別委員会を設置してですすね、集中してやはり調査、そして総括を行うべきだと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○10番（平田文夫）

じゃあ、それから発表があった後に常任委員会を開催したんですか。そこら辺はどうか。常任委員会を開催して、一つの常任委員会ではできないから、じゃあもう一つの常任委員会にお願いできないでしょうかとそういう議論があったんですか。

○6番（西尾幸太郎）

午前中の全員協議会の中でも意見を述べさせていただいたんですが、常任委員会で当たる

というよりは特別委員会できちんと調査すべきだという考えを基に今回の発議を行っておりますので、元々常任委員会で当たるべきだと考えておらず、今回の件に関してはしっかりと特別委員会の中で当たるべきだというところの考えをご理解いただきたいと思います。

○10番（平田文夫）

私が言うのは、特別委員会つくるの結構。私も調査することに異論はない。けれども委員会制度を設けている隠岐の島町議会は、しっかりと委員会の中でやることが求められているじゃないですか。そして、特別委員会の設置基準の中にも二つの委員会に跨ることを条件としとるじゃないですか。そこら辺はどうですか。

○6番（西尾幸太郎）

その辺りは考え方の相違というか、今回に関しては事の重大性から言ったら特別委員会を設置する。同じことを何度も繰り返すようですが、特別委員会で対処すべきと考えております。

○10番（平田文夫）

規則で定めたことは考えの相違だと。そんなことあってはならんよ。ちゃんと定められるじゃないですか。

○議長（石田茂春）

ほかに、質疑ございませんか。

12番：高宮陽一 議員

○12番（高宮陽一）

私も議員が地位に基づくところの権限を行使するということでは、理解はしているつもりでございますが、先ほど同僚議員が申し上げますように、今回の特別委員会の設置は常任委員会制度を無視した方法に過ぎないと私は思っております。

本来ですと、先ほどから言われておりますようにしっかりと平素、議会が活動をしておればこういった事態は生じなかったかもしれない。しかし、起こったことはしかたがございません。じゃあこれを今後どうするかという事ですが、この11月8日の全協以来、そういう気持ちがあれば「常任委員会を開いてほしい」と申し出ることが当たり前じゃないですか。そういうこともせずにおって、住民説明責任を果たさなくてはいけないと、自分たちの平素の怠慢を「特別委員会」に求める、こういったやり方は、私この隠岐の島町議会始まって以来だというふうに考えますよ。この特別委員会の設置にやり方として私は問題があると。これはもう常任委員会制度を否定する何ものでもない、このように思いますが提出者の考えをお

聞かせください。

○6番（西尾幸太郎）

同じ答弁を繰り返すようですが、今回の件に関してはやはり事の重大さ、少なくとも刑事事件相当のですね、当たる事案であるわけで、それを今回執行部の方は「刑事訴追しない」という方針を出したからには、やはり議会がそれなりの議会における権限を行使して、その特別委員会で事に当たるべきというふうに考えております。

○12番（高宮陽一）

今の発言、大変気になる発言ですが。「刑事事件に係るかもしれない」といったことが言われました。これは報告があったとおりそれなりの「非」は認めてしっかりと「確認書」を結んで、そういったことを報告されております。私は、それ以上のそれ以下でも無いとこのように思っておりますよ。

そういう考えがあれば、私はしっかりと「町長不信任案」でも提出すべきじゃないですか。そして、議会が首をかけるぐらいな気持ちで、これをしっかりと調査をすると。そういうことじゃないとこの問題は、私は隠岐の島町議会の今までの運営のやり方として、大変今後には禍根を残すやり方だと思います。そういう部分では、今一度、提案については検討いただきたいと思いますが、いかがですか。

○6番（西尾幸太郎）

「町長不信任案」というのは飛躍した話かなというふうには思いますが、少なくとも執行部の方から説明を受けた限りでは、まだまだ不明瞭な点がたくさんあります。そういった部分に関しては、やはり議会が、議会の責任をもってしっかりと調査をして事の問題点とか、あと再発防止策であるとかいうところに関してはきちんと検討、そして執行部に対して「提言」をしていく必要があるというふうに考えております。

○12番（高宮陽一）

だから、そのことが常任委員会で十分できるじゃないですか。それを平素やってなかったから、じゃあ自分たちが「特別委員会」を設置してこれを調査しようと、気持ちは分かりますよ。やはり、それは隠岐の島町がこれまでずっと「常任委員会制度」の中でそれぞれ調査をして、それを議会の最終日に報告しあって、お互いがそれを認め、そして報告をして「承認」を行ってきたというこういう経過があるじゃないですか。

そういった平素の活動を怠っておいて、ここで「特別委員会」を設置する。私はもっての外だと思いますよ。これはある意味では、そういった権限の乱用だとこのように思いますが

いかがですか。

○6番（西尾 幸太郎）

これも繰り返しの答弁になりますが、やはり「常任委員会」ではなく専門調査機関である「特別委員会」を設置して事に当たるべきだというふうな考えで「決議案」を出しておりますので、その辺りご理解いただきたいと思います。

○議長（石田 茂春）

ほかに、何かございますか。

（ 「なし」の声を確認 ）

以上で、「質疑」を終わります。

ここで、発議第2号について「修正動議」が提出されましたので、提案者の説明を求めます。

7番：池田 賢治議員

○7番（池田 賢治）

発議第2号に対する修正案として、発議第2号第2項を次のとおり修正する。

第2項中の「委員6人で構成する。」を「委員8人で構成する。」に改める。

以上であります。

○議長（石田 茂春）

池田賢治議員、8人にする理由を述べてください。

7番：池田 賢治議員

○7番（池田 賢治）

発議第2号に対する修正案の理由ですが、今回、発議されました「100条委員会」というのは非常に重要な案件であります。したがって、議会議員の16名の過半数をもって構成委員とすることが妥当だと考え、今回、「修正動議」を提出するものであります。以上であります。

○議長（石田 茂春）

ただ今、提案されました、発議第2号の修正動議について「質疑」を行います。

質疑ありますか。

（ 「なし」の声を確認 ）

以上で「質疑」を終わります

日 程 第 6. 討 論

「討論」を行います。

「修正動議」が提出されましたので、討論を分けて行います。

まず、発議第2号の「原案」にも、「修正案」にも反対の方の発言を許します。

12番：高宮 陽一議員

○12番（高宮 陽一）

私は発議第2号「特別委員会の設置を求める決議」に反対の討論をいたします。

この度の特別委員会の設置は先日11月8日開催の全員協議会において町執行部から報告のあった「職員の不祥事について不明瞭な部分があることから、議会の説明責任をもってしっかりと調査を行うことが住民の皆さんに対する説明責任である。」と、こういった理由で更に地方自治法100条に付与すると、こういった特別委員会の設置を求める決議であります。確かに、議会において議員がその地位に基づく権限としての行為であることは理解をしているところでございます。

然しながら、この特別委員会が調査事項としている項目を見ると、所管する常任委員会で十分に調査できる項目であり、特別委員会設置の必要性を全く感じません。同時に常任委員会制度を否定するものであるということに言わざるを得ません。聞くところによりますと、所管の常任委員会では全然議論も審査も調査もしていないということでもあります。こんなことがまかり通るような議会であってはならない。私はこのように思います。議会の責任をもってしっかりと調査を行うことが住民に対して云々というのであれば、まずは所管の常任委員会でしっかりと対応することが先決であり、それこそが住民の皆さんに負託に応えることであり職務怠慢としか言いようがありません。

審査や調査の過程において更に調査が必要になれば、委員会の総意として100条調査権を求めるなり、特別委員会の設置を求め、隠岐の島町議会全体として対応することが議会としてあるべき姿ではないでしょうか。所管の常任委員会で審査も調査もせず、特別委員会の設置、100条調査権を求めるなど時期尚早であり、まさに権限の乱用であります。特別委員会の設置や100条調査権はそんなに軽々しいものではないということを胆に銘じるべきであります。

まずは、所管の常任委員会でしっかりと審査、調査をしていただくことが大前提であるということを申し上げ、発議第2号に対する「反対討論」を終わります。

○議長（石田 茂春）

次に、発議第2号の原案に賛成の方の発言を許します。

2番：村上 謙武議員

○2番（村上謙武）

発議第2号の「使途不明金問題調査特別委員会の設置について」、賛成の立場で討論いたします。賛成する理由ですが、多額の使途不明金が発生した「離島漁業集落支援事業」とは、国・県からの高額な補助金を受け、離島における漁業集落の活性化と漁業資源の回復を目指すという隠岐の島町にとっては非常に重要な事業でございます。その重要な事業の執行において2,857万円にもおよぶ大金を担当職員が着服するという、絶対にあってはならない重大な不祥事が発生したということを議会も強い危機感をもって重く受け止め、事件の原因究明をしっかりと行い、そして二度とこのような不祥事が発生しないように再発防止策を策定しなければなりません。

今回の調査を「産業建設常任委員会」できちんと調査をすべきだと、先ほどそういった意見もありましたが、果たしてこの件に関して現時点で、調査に前向きな議員が産建の常任委員会に何名おられるでしょうか。そして、このような重大な不祥事が発生した場合、議会はどう対処すべきか、議会の使命は何であるか。そのことを各議員が冷静に考えれば100条第1項の委員会に与えられた調査権を持つ「特別委員会」を立ち上げ、今回問題となった3件の事業の事務処理に対し、議会は公平で適正な調査を迅速に行う義務と責任があるという、当然そういう判断になって然るべきと私は思っております。

町民の負託にしっかりと応えるため、そして公平で公正な地方自治を創りあげて行くためにも、今回は地方自治法100条第1項の調査権をもった「特別委員会」により調査を行うべき当然のケースであると判断し、私は賛成をいたします。各議員におかれましてもご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（石田茂春）

ほかに、原案に賛成の方ございますか。

（「なし」の声を確認）

次に、修正案に賛成の発言を許します。

（「なし」の声を確認）

ほかに、討論はありませんか。

（「なし」の声を確認）

以上で「討論」を終わります。

日 程 第 7. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

まず、修正案に賛成の方は起立願います。

(起 立 少 数)

起立「少数」であります。

よって、修正動議は「否決」されました。

次に、発議第2号について賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがって、発議第2号は原案のとおり「可決」されました。

ここで、前田議員の入場を許可します。

(前 田 芳 樹 議 員 入 室)

以上で、「採決」を終ります。

ただ今から、14時30分まで休憩といたします。

(本 会 議 休 憩 宣 告 1 4 時 0 3 分)

○議長 (石 田 茂 春)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本 会 議 再 開 宣 告 1 4 時 3 0 分)

追 加 日 程 第 1. 特 別 委 員 会 の 委 員 の 選 任

「特別委員会の委員の選任」を議題とします。

ただ今、設置が決定いたしました、「使途不明金問題調査特別委員会の委員の選任」については、隠岐の島町委員会条例第6条第4項の規定により、議長においてお手元に配付の名簿のとおり指名したいと存じます。

これに、ご異議ありませんか。

(「 異 議 な し 」 の 声 を 確 認)

「異議なし」と認めます。

よって、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

[使途不明金問題調査特別委員会委員(6人)：大江 寿、村上謙武、石橋雄一、西尾幸太郎、安部大助、福田 晃]

また、特別委員会の正副委員長が互選されましたので、報告いたします。

委員長に村上 謙武 議員、副委員長 に西尾 幸太郎 議員。

以上で、報告を終わります。

以上で、本臨時会に提出された議案は、全て議了いたしました。

本日は、これをもって散会し、平成29年第5回隠岐の島町議会臨時会を閉会します。

(閉 会 宣 告 1 4 時 3 1 分)

以 下 余 白